

## 杵築市災害ボランティアセンターの設置及び運営等に関する協定書

杵築市（以下「甲」という。）と社会福祉法人杵築市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、杵築市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置及び運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時におけるボランティア活動を円滑かつ効果的に実施するために、センターの設置及び運営、業務並びに甲と乙との協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

### （連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、連携・協力して対策を講じる。

### （センターの設置等）

第3条 乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、センターを設置するものとし、設置を決定した時は、速やかに甲に報告するものとする。

2 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、乙が決定するものとし、閉鎖を決定した時は、速やかに甲に報告するものとする。

### （センターの設置場所）

第4条 センターは、杵築市社会福祉協議会内（大分県杵築市大字猪尾900番地）に設置する。ただし、津波被害等で当館が使用できない場合は、甲乙協議のうえ、速やかに設置場所を確保する。

### （センターの運営）

第5条 センターは、乙が主体となり、必要に応じて、関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

2 甲は、乙との連絡調整について担当者を配し、速やかに連携・協力体制を整えるものとする。

### （センターの業務）

第6条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災地に関する情報収集・情報発信
- (2) センターの設置運営に対する支援・連絡・調整・派遣等  
ボランティアの受付及びニーズを踏まえた派遣調整。
- (3) 他市町村社会福祉協議会等との間の連絡・調整・受入及び派遣等
- (4) 災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
- (5) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- (6) 杵築市災害対策本部等との以下の情報の共有
  - ①被災状況・避難情報
  - ②インフラ等の復旧計画・復旧情報
  - ③ボランティアによる支援活動の状況
  - ④特に支援を必要とする者の情報
  - ⑤その他、災害ボランティア活動に必要と甲・乙が認める情報
- (7) 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等
- (8) その他、センターの活動に必要な業務

(協力の要請)

第7条 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるとときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

(費用負担)

第8条 センターの運営に必要な人件費、旅費及びその他の費用負担については、法令その他別段の定めがある場合を含め、甲乙協議して決定する。

2 甲が負担する場合は、別に委託契約を締結するものとする。

(報告)

第9条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

第10条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力をを行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、関係機関・団体等との良好な関係の構築に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効果的に実施されるよう、互いに協力してセンター運営に係るリーダーやスタッフの養成を行うものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、令和2年7月豪雨以降の災害に適用するものとし、甲乙いずれかから終了の意思表示がない限り、継続するものとする。

(協議)

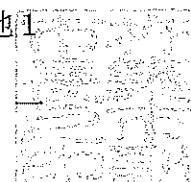
第12条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年8月1日

甲 大分県杵築市大字杵築377番地1

杵築市副市長 興田信



乙 大分県杵築市大字猪尾900番地

社会福祉法人 杵築市社会福祉協議会

会長 永松悟

